

PCB使用安定器の調査及び期限内の処分について（最後のお願い）

日頃は名古屋市の環境行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

これまでもPCB使用安定器に関するお知らせをお送りさせていただいたところですが、この度改めてPCB使用安定器に関する調査及び期限内の処分について最後のお願いをさせていただきます。

昭和52年3月以前に建築された建物の照明器具にはPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

名古屋市内のPCB使用安定器は令和3年3月31日までに処分することが義務付けられており、この処分期間を過ぎると処分ができなくなります。

また、処分期間を過ぎてPCB使用安定器をお持ちの場合には、法に基づく改善命令の対象となり、これに従わない場合には3年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科される場合があります。

つきましては、別紙1に沿ってPCB使用安定器の有無を調査していただき、PCB使用安定器があった場合は所有者様の責任において処分期間内に確実に処分手続きを行っていただくとともに、管轄する自治体（名古屋市）に保管及び処分の状況について届出をするようお願いいたします。

なお、この書類はPCB使用安定器の調査漏れを起こさないために、これまでに実施した調査にご協力いただき、PCB使用安定器の所有状況が「不明」、または「未調査」とご回答いただいた場合にもお送りしておりますのでご了承ください。

また、本状と行き違いですでに処分及び届出いただいていた場合はご容赦ください。

今一度、PCB使用安定器がないかご確認いただきますようお願いいたします。

■ この書類に関するお問合せ先

マースジャパン株式会社（名古屋市委託業務）

（電話での問い合わせ対応のみを名古屋市から委託している業者です。）

特設電話：052-562-1251 または 052-562-1252

受付時間：平日9時～17時

受付期間：令和2年7月21日（火）まで

※ ご案内到着後、数日間は電話が混み合っている場合があります。

★ 調査にあたっての留意事項

- 接触等により感電の恐れがありますので、PCB 使用安定器の調査にあたっては、安定器の調査会社や電気工事業者（ビルではメンテナンス会社等）にご相談・ご確認ください。なお、名古屋市では、職員による個別の調査及び業者の紹介等を行っておりませんのでご了承ください。
- 建物の竣工図書、過去に調査した記録等、既に作成された書類で確認できる場合は、それらをもとにご確認ください。
- 家庭用の照明器具に PCB は使用されておられません。
- 古い安定器であっても、PCB が使われていない場合があります。別紙 1「照明器具 安定器の調査方法」に沿って調査してください。

★ PCB 使用安定器の処分について

PCB 使用安定器を処分するには、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の北九州 PCB 処理事業所と処分手続きを行うことになります。

PCB 使用安定器の処分に関しては、JESCO にお問い合わせください。

<処分に関するお問い合わせ先>

JESCO 北九州 近畿東海エリア分室（営業）

電話番号：06-6575-5585

JESCO ホームページ：http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html

★ 処分費用の軽減制度

JESCO では、中小企業者及び個人への処分費用の軽減制度がございます。

【軽減率】70%…会社・個人事業主・中小企業団体

・従業員数が 100 人以下の法人

95%…個人（個人事業主を除く）

※ PCB の調査費用や JESCO の PCB 処理事業所までの運搬費用は軽減制度の対象外です。

処分費用の軽減制度の審査は名古屋市ではなく JESCO が行います。軽減制度に関する詳細は JESCO にお問い合わせください。

★ 次のようなことは絶対にありません

- 県や市の職員や市が委託している会社が金銭を要求すること
 - これまでに実施した調査の回答をしないことにより罰則が適用されること
- そのような内容で訪問や電話があった場合は、警察署やお近くの交番、名古屋市環境局事業部廃棄物指導課にご連絡ください。
- ただし、安定器の調査会社等に調査を依頼する場合や JESCO で PCB を処理する場合は実費が発生します。

<令和 2 年 7 月 22 日（水）以降の問い合わせ先>

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

電話：052-972-2392

ホームページ：<http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076853.html>